

決議・意見書を可決

議会では三月定例会で次の決議・意見書を可決し、直ちに関係機関へ提出しました。

米英共同、未臨界核実験に強く抗議する決議

二〇〇二年二月十四日、米英両国による初の共同未臨界核実験が米ネバダ州の地下実験場で実施された。
米国の未臨界核実験は一九九七年以来通算十六回目でブッシュ政権下では昨年十二月に続き三回目である。
英国の未臨界核実験参加は、英国自身が批准している包括的核実験禁止条約（CTBT）の精神に反するものである。
米英両国が核実験に反対する国際世論を無視し、未臨界核実験を強行したことは極めて遺憾である。
核不拡散条約（NPT）締結国際検討会議は「昨年五月、核廃絶への明確な約束」を行い、同九月の国連ミレニアムサミットでは、核兵器を含む大量破壊兵器がもたらす危険の根絶を迫っていくこと、についてミレニアム宣言が採択されており、核実験の強行はこれら恒久平和を願う国際世論に逆らった行動である。

核兵器廃絶と恒久平和の実現は被爆国日本の国民共通の悲願である。
よって、本市議会は、米英両国が強行した未臨界核実験に強く抗議するとともに、核兵器廃絶を強く求めるものである。
雇用の危機突破を求める意見書
勤労国民は、長期にわたる経済停滞のなかで、四年連続の収入減、五割半ばの戦後最悪の失業率、相次ぐリストラ計画の発表など、深刻な雇用とくらしの危機に陥っており、このことは地域経済にも深刻な影響を及ぼしている。

私たちは、政府の責任によって、「財政再建最優先の政策」を「雇用と暮らし最優先の政策」に転換するとともに、この雇用とくらしの危機的な事態を突破し、日本の経済社会を再生させるために、政府が以下の政策を早急に実行するよう要請します。
一 教育、医療、介護、環境など、社会インフラの拡充が急務な分野を中心に二百二十万人以上の雇用を創るとともに、能力開発・再就職支援策を強化し、失業を減らすこと。
二 地域における雇用安定・創出の取り組みに対する支援など、環境整備をおこなうこと。
三 合理的理由のない解雇を禁止し、整理解雇に対する規制をおこなう法律及びパート労働者等の差別を禁止する法律を定めること。

遺伝子組み換え食品に関する意見書

遺伝子組み換え食品については、食品としての安全性や環境への影響についての問題が指摘されています。しかし安全性に関する国際的な議論も決着しておらず、多くの国民が不安を抱えています。安全性が証明されていない以上、疑わしきは使用せずの立場に立ち、予防的な対応をすることが重要であります。

本市議会では、平成九年には遺伝子組み換え食品に関する「表示の義務付け」「情報の公開」「学校給食で使用しない」などの内容の市民からの陳情や、平成十三年九月議会では、「学校給食において遺伝子組み換え食品の混入を防ぐため実践的な対応を願う陳情」を採択し、疑わしきは認めず、使用せずの姿勢を一貫して通してきたところであり、

国内におかれましては、平成十三年四月には遺伝子組み換え食品の表示が一部義務化するなど、市民の不安に答える取り組みが始まったと思われました。しかし、その後も承認の遺伝子組み換え作物の混入事件が頻発し、期待された表示制度も機能していないことが明らかになってきました。そうした中で遺伝子組み換えされたイネを、加工食品や飼料として流通できる申請を行なうことを表明する企業があらわれています。日本国内での遺伝子組み換えイネの実験栽培も各地で行なわれています。米食は日本人の主食であり、大変重要な食糧です。遺伝子組み換えイネの流通が始まれば国民の健康や環境に対するリスクは非常に高くなる懸念がされます。

したがって、国民の健康と環境を守るため、「遺伝子組み換えイネ」を食品および飼料として承認しないよう、強く要望します。
遺伝子組換え食品の表示に関する意見書
近年、バイオテクノロジーの新規研究開発は目覚ましいものがあり、とりわけ遺伝子組換え作物の開発・栽培はさかんに進められています。日本でも遺伝子組換え大豆・菜種・じゃがいも・トウモロコシ・綿実が既に流通し、トマトとテンサイの国内作付けが認められています。食品としての販売も近い将来あり得る状態となっています。ところが、この遺伝子組換え作物の安全性について、海外から警鐘が鳴り始めています。

自然界での遺伝子は、親から子へというように垂直方向へ移動します。ところが、遺伝子組換え技術では水平方向への移動です。すべての生物の遺伝子は共通のものであっても、組み入れられた遺伝子はその生物にとって異物です。遺伝子組換えが行なわれることによって、どのようなことが起きるかは未知であり、それが目に見えるようになった時には、既に手遅れということも十分考えられるのです。この技術が人類にとって有用であるかどうかの議論も十分なまま、このまま流通させてよいのかどうか疑問です。

したがって、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第七條及び生鮮食品品質表示基準第七條の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の実施にあたっては、以下の二点を要請します。
「遺伝子組換え原料使用」表示については、意図せざる場合であっても、原材料に占める重量の割合が一分以上であれば、「遺伝子組換え原料使用」とする。
表示対象は、流通を認めた全ての遺伝子組換え農産物（種、加工原料、搾油用、飼料用）及びそれを原料とする加工食品とすること。
神奈川県最低賃金改定等の早期実施を求める意見書

いま、日本経済はデフレ経済に陥り、不透明感の高まりの中にあります。特に企業は厳しい経営下において、リストラや早期退職制度や転籍出向制度により、実質的な定年制度が形骸化され、典型労働者（正規雇用社員）より、パート・派遣等非常勤労働者を多数雇用する状況下にあります。こうした傾向は決して望ましい形とは言えませんが市場優先、短期決済志向の企業システムの中で、いままさに雇用システムのあり方が問われています。

しかし、非典型労働者の賃金等の処遇は、典型労働者と比較すると大きな較差があり、これを改善し、両者の公正な処遇を実現しなければ、将来の社会保障システムにも大きな影響を及ぼします。
中央段階では、パートタイム労働法が制定されるなど、除々に法の整備が進められていますが、まだまだ多くの議論と取り組みが必要であります。法定最低賃金制度は、こうした格差の是正を克服する必要不可欠なシステムであり、社会的セーフティ・ネットの一助であります。

以上、法定最低賃金は労働者を支援する労働行政の重要課題であります。加えて、法定最低賃金は労働者を支援する労働行政の重要課題であります。以上の観点から、次の事項について実現するよう強く求めるものです。
一 神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い、一般労働者の新賃金に見合う改定を行なうこと。また産業別最低賃金の改定についても同様の措置をはかれること。
二 神奈川県最低賃金は、時間額で改定することを基本とし、その引

き上げを行なうとともに、時間額表示の一本化をはかること。
三 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底をはかること。
児童扶養手当の削減撤回を求める意見書

厚生労働省は、「子どものしあわせを第一に考えた総合的な母子家庭等の自立支援策」を明らかにした。その中で、子育てと生活の場の整備、就労支援、養育費確保と並列し、経済的支援体制の整備として、児童扶養手当の見直し案を示し、来年度から順次実施する意向である。
しかし、見直し案は、年収の限度額を引き上げ、支給対象世帯を拡大しているものの、満額支給の要件を厳しくし、非課税世帯からも減額措置を行おうとしており、母子世帯の約半数の三十三万人の手当てが減ると推定される。また、平成十五年からの本格実施に当たっては、支給期間を五年間に短縮し、請求期限も五年とする案が盛り込まれている。

現在は、子供が十八歳になる年度末（高校卒業）まで支給されており、この短縮は、母子家庭を不安定な状況におくばかりか、子供の就学の権利を奪うことになる。平均年収が一般家庭の約三分の一である生別母子家庭にとって、児童扶養手当は命綱である。
厚生労働省は、離婚件数の増加によって財政が逼迫していることを理由に、支給総額を抑制する案を推し進めている。

しかし、母子家庭への就労支援策の効果も見えず、養育費徴収の法制化も未整備のまま、実施に踏み切れることは、母子家庭の生活を無視している上、「子供のしあわせを第一に考えた」自立支援策とは到底いえない。
よって児童扶養手当の見直し案を撤回するよう求める。
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書
昨今、わが国の経済及び雇用状況はより一層厳しい状況に直面しています。総務省調査によれば、昨年十二年度の完全失業率は過去最悪の五・六％を記録し、有効求人倍率も〇・五一倍と六ヶ月連続で悪化しています。こうした雇用状況は、今後の企業の倒産やリストラ等の趨勢を考えれば、一層厳しさを増すことも予想されます。

政府においては、構造改革に伴う経済の「痛み」に対し、平成十三年度補正予算や平成十四年度予算に基づく景気対応型構造改革や緊急雇用対策等に対応を行っていますが、職業紹介の充実や失業給付、雇用訓練期間の延長あるいは職業訓練体制の強化・充実等の従来の雇用対策のみでは、現在の厳しい事態への対応は困難であり、新しい発想に立つた対策・対応が不可欠となっています。
こうした状況のなかで、最近ワークシェアリングが注目を浴びています。ワークシェアリングとは、一人当たりの労働時間を短縮し、仕事を分かち合う雇用対策であり、すでに、欧州において広く実施され、雇用の確保や失業者対策に一定の成果を上げています。最近、わが国でも、導入に向けて、政府と労働組合及び経営者団体の三者による「政府使検討会議」が設置され、合意形成に向けて協議が開始されたところです。

ワークシェアリングは、克服すべき課題を有するものの、失業者の増加に歯止めをかけ、新しい雇用を増やす端緒ともなる可能性を持っています。また、その仕組み次第で、懸案である労働時間の短縮や様々な労働形態を有する多様な選択肢を持った二十一世紀型の新しい社会形成に寄与する可能性を持っています。
政府においては、早急に「政府使検討会議」における合意形成を図り、さらに国民の意見も聴きつつ、失業者の抑制や雇用の増加に寄与するワークシェアリングの導入を推進すべきであります。同時に、パートタイム労働者、短期労働者等の待遇改善や社会的地位の向上を図ることも必要であり、ワークシェアリングと併せてそれらの改善を図るべきであります。

小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書
近年、小児救急医療体制の不備から、患者の医療施設からいしや患者輸送の遅れから重大な事態に至るなどの問題が全国で発生しています。
二〇数年、小児科医の数は横ばい状況であるものの、開業医の高齢化に伴う診療施設の閉鎖やビル診療所の増加から、特に、休日・夜間の医療体制の不備がクローズアップされ、大きな社会問題となっています。
また、患者・保護者の専門医指向による大病院への集中と共働き世帯の増加による休日・夜間診療ニーズの増加が大病院小児科医の勤務と過労を招き小児科医志願の抑制に拍車をかけています。
厚生労働省は、こうした事態に対し、平成十一年度から三ヶ年計画で、全国三百六十地域の第二次医療圏ごとに、三百六十五日、二十四時間体制でいつでも子どもを診察することができる医療体制の整備を目指した「小児救急医療支援事業」をスタートさせました。しかし、平成二十二年未時点での実施地域は、十八都道府県五十一地域（全体の四一・七％）、平成十三年十二月未時点でも二十五都道府県百地域（全体の二七・七％）であり、その最大の要因は、全国各地における小児科医の大幅な不足であり、各都道府県における小児救急医療体制の整備を困難にしています。
以上の現状に鑑み、政府に対し、これまでの小児救急医療体制のあり方を抜本的に見直し、左記事項の早急な実現を強く求めるものであります。

一 小児救急医療及び小児医療に係る社会保険診療報酬の引き上げを図ること。
二 第二次医療圏（平均人口三十五万人）に最低一ヶ所、二十四時間対応の小児専門救急医療体制の早期整備を進めること。そのため、「小児救急医療支援事業」の抜本的見直しと充実・強化を図るとともに、国の助成を強化すること。
三 都道府県における小児医療の中心センターとしての中核的小児医療機関の整備を計画的に行うこと。
四 大学医学部における小児専門医の養成と臨床研修の充実を図ること。
牛肉偽装事件の徹底説明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書
先般、BSE（牛海綿状脳症）関連対策の一つである国産牛肉買い上げ制度を悪用し、外国産を国産と偽り、これを買取り取らせたという極めて悪質な事件が発生しました。

大企業によるこの種の事件は、BSEに対する国民の牛肉不信を再び惹起させたばかりか、国民・消費者の食品表示制度全般に対する不信を増大するものであります。その意味で、まず、この事件に対する徹底的な説明を進めるとともに、その情報公開と厳然たる措置をとることを求めるものであります。
この種の事件が発覚して以来、現在の食品表示制度に対し、あからさまな不信を示す消費者もおり、また、「このような虚偽表示は氷山の一角」と厳しく指摘する声もあります。従って、国産牛肉買い上げ制度におけるチェックをより一層厳重にするとともに、その他食肉に対する現在の食品表示制度のあり方を抜本的に見直す必要があります。

食品表示制度が不十分であれば、国民・消費者に正しい情報が伝わらないばかりか、今回のような事件を続発させ、国民の健康と生命に係る重大事象を引き起こしかねません。よって政府に対し、左記事項に関する速やかな対応を求めるものであります。
記
一 国産牛肉買い上げ制度による買い上げ保管中の牛肉について、他にも虚偽や不正がないか、総点検を行うこと。
二 JAS法や食品衛生法等の関係法における食品表示制度の抜本的見直しと、そのための監視制度の強化・充実を図るとともに、違反者への罰則を強化すること。
三 食品表示については、名称、原材料名、内容量、賞味期限、製造、輸入業者名及び生産地より詳細な表示を行わせるとともに、内容のチェック監視体制の強化を図ること。

この種の事件が発覚して以来、現在の食品表示制度に対し、あからさまな不信を示す消費者もおり、また、「このような虚偽表示は氷山の一角」と厳しく指摘する声もあります。従って、国産牛肉買い上げ制度におけるチェックをより一層厳重にするとともに、その他食肉に対する現在の食品表示制度のあり方を抜本的に見直す必要があります。